

令和2年(ワ)第4248号 損害賠償請求事件

令和5年12月20日 大阪地方裁判所第9民事部判決

## 主 文

- 5
- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
  - 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

- 10
- 1 被告は、原告Aに対し、583万7739円及びうち275万円に対する令和2年11月13日から、うち27万5000円に対する平成12年5月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 2 被告は、原告Bに対し、291万8869円及びうち137万5000円に対する令和2年11月13日から、うち13万7500円に対する平成12年5月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
  - 15 3 被告は、原告Cに対し、291万8869円及びうち137万5000円に対する令和2年11月13日から、うち13万7500円に対する平成12年5月30日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

20

本件は、じん肺を発症した亡Dが、被告においてじん肺の発生又はその増悪を防止するために労働基準法（昭和47年法律第57号による改正前のもの。）及び労働安全衛生法に基づく規制権限を行使しなかったことが違法であると主張し、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金及びこれに対する違法な行為の後の日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下「改正前民法」という。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

25

亡Dは訴訟係属後に死亡したため、法定相続人である原告らが訴訟手続を受

け継いだ。

1 前提事実（以下の事実は、当事者間に争いがなく、公知の事実であるか、当裁判所に顕著な事実か、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる。）

(1) 当事者等

5 亡Dは、昭和38年5月から昭和46年4月28日までの間、勤務先の工場において、石綿セメント管の製造作業に従事した（甲B145の1・2）。

亡Dは、令和2年6月14日に死亡した。原告Aは、亡Dの妻であり、原告B及び原告Cは、いずれも亡Dの子である。

(2) じん肺法（以下「法」という。）の規定

10 ア じん肺健康診断に関する規定

じん肺とは、粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう（法2条1項1号）。

事業者（労働安全衛生法2条3号に規定する事業者で、粉じん作業（法2条1項3号）を行う事業に係るものをいう。同項5号。）は、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事させたことのある労働者（同項4号）に対して、じん肺健康診断を行わなければならない（法8条ないし9条の2）。じん肺健康診断では、粉じん作業についての職歴の調査、エックス線写真による検査等を行う（法3条1項）。

20 常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であった者は、いつでも、じん肺健康診断を受けて、都道府県労働局長にじん肺管理区分を決定すべきことを申請することができる。この申請は、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他厚生労働省令で定める書面を添えてしなければならない。（法15条1項、2項）。

イ じん肺管理区分の決定手続

25 都道府県労働局長は、法15条2項の規定により、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面等が提出されたときは、これらを基

礎として、地方じん肺診査医の診断又は審査により、当該労働者についてじん肺管理区分の決定をする（法15条3項、13条2項）。このじん肺管理区分の決定は、地方じん肺診査医の診断又は審査の結果に拘束される（乙10）。

5 ウ エックス線写真の像に関する区分（法4条1項）

じん肺のエックス線写真の像は、以下のとおり区分される。

第一型 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの

10 第二型 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの

第三型 両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの

第四型 大陰影があると認められるもの

エ じん肺管理区分（法4条2項）

15 前記イのじん肺管理区分は、以下の基準によって行われる。

管理一 じん肺の所見がないと認められるもの

管理二 エックス線写真の像が第一型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの

20 管理三イ エックス線写真の像が第二型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの

ロ エックス線写真の像が第三型又は第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの

25 管理四 (1)エックス線写真の像が第四型（大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一を超えるものに限る。）と認められるもの

(2)エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型（大

陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下のものに限る。)で、  
じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

(3) 亡Dのじん肺健康診断の受診から管理区分の決定までの経緯

ア じん肺健康診断の受診(乙11)

5 亡Dは、平成11年10月19日、じん肺健康診断を受診し、エックス線写真による検査及び肺機能検査を受けた。

その結果、亡Dは、同日、エックス線写真の像における小陰影の分類区分が「1/0」(第一型と判定されるが、典型的な第一型に至っていないもの。甲A37・36頁)、肺機能検査における判定が「F+」(じん肺  
10 による肺機能の障害がある。甲A37・74頁)と診断された。

亡Dは、平成12年4月25日、兵庫県労働局長にじん肺管理区分を決定すべきことを申請し、その際、上記エックス線写真及び上記じん肺健康診断の結果を証明する書面を提出した。

イ じん肺診査医による診査(乙11)

15 じん肺診査医は、平成12年5月23日、亡Dについて、エックス線写真の像における小陰影の分類区分を「1/0」、肺機能検査における判定を「F-」(じん肺による肺機能の障害がない。)、じん肺管理区分を管理二と診査した。

ウ じん肺管理区分の決定(甲B145の3、乙11)

20 兵庫県労働局長は、平成12年5月30日、亡Dについて、じん肺管理区分を管理二とする決定をした。また、じん肺健康診断の結果、亡Dのエックス線写真の像は第一型、肺機能の障害は「F-」、じん肺の合併症はなしと判定された。

これ以降、亡Dについて、新たなじん肺管理区分の決定は行われていない。  
25

(4) 被告の責任及び和解方針(乙1、2)

被告は、労働大臣が石綿製品の製造等を行う工場又は作業場における石綿関連疾患の発生防止のために労働基準法（昭和47年法律第57号による改正前のもの）に基づく省令制定権限を行使しなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法であるとした最高裁平成26年10月9日第一小法廷判決（民集68巻8号799頁参照。以下「平成26年判決」という。）等を踏まえ、以下の条件に該当する石綿工場での作業に従事していた労働者やその相続人との間で、訴訟上の和解をすることとした。

① 昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じん暴露する作業に従事したこと。

② ①の結果、石綿による一定の健康被害（石綿綿・肺がん・中皮腫・びまん性胸膜肥厚など）を被ったこと。

③ 提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること。

#### (5) 被告が支払う慰謝料額の基準

被告は、平成26年判決を踏まえ、前記(4)の①ないし③の条件を満たす者に対して、訴訟上の和解により、症状ごとの基準に基づき、各基準の2分の1を限度として、慰謝料を支払うこととしている。じん肺管理区分の管理二で合併症がない場合の基準は1100万円である。

#### (6) 訴えの提起

亡Dは、令和2年5月8日、本件訴えを提起した。

#### (7) 解決金の受領

原告らは、令和2年11月12日、前記(1)の亡Dの勤務先から、亡Dの石綿被害に対する解決金として、合計700万円を受領した。

## 2 争点

本件の争点は以下のとおりであり、主に除斥期間の起算点が争われている。

### (1) 原告らの損害賠償請求権の除斥期間の起算点

(2) 被告による除斥期間経過の主張は、信義則上制限されるか

(3) 原告らの損害額

### 3 争点に対する当事者の主張

(1) 原告らの損害賠償請求権の除斥期間の起算点 (争点(1))

5 (被告の主張)

じん肺にり患したことを理由とする国家賠償請求権の除斥期間 (国家賠償法4条・改正前民法724条後段) の起算点は、法4条2項における各じん肺管理区分 (前記前提事実(2)エ参照) に相当する病態を発症した時点である。

10 前記前提事実(3)アのとおり、亡Dは、じん肺健康診断を受診した平成11年10月19日には、管理二に相当する病態を発症していた。

したがって、原告らの損害賠償請求権の除斥期間の起算点は、同日である。

(原告らの主張)

否認ないし争う。本原告らの損害賠償請求権の除斥期間の起算点は、亡Dがじん肺管理区分の決定を受けた平成12年5月30日である。

15 じん肺は、特異な進行性の疾患であるため、診断が容易ではなく、都道府県労働局長の決定により各管理区分に相当する病状が客観的事実として発現するといえるから、じん肺管理区分の決定を受けた時に、初めて権利行使が法的に可能な損害が発生したというべきである。

20 また、じん肺にり患したことを理由とする国家賠償請求に関するこれまでの訴訟では、じん肺健康診断に関する結果証明書や診断書が証拠として提出されており、裁判所は、これらの証拠を踏まえた上で、被害者保護や客観的な権利行使の可能性も考慮し、除斥期間の起算点について、最終の行政上の決定を受けた時点 (行政上の決定を受けずに死亡した者については死亡時) と判断してきた。被告の主張は、一連の判例や裁判例に反する。

25 (2) 被告による除斥期間経過の主張は、信義則上制限されるか (争点(2))

(原告らの主張)

被告は、前記前提事実(4)の和解方針において、除斥期間の起算点を最終の行政上の管理区分決定時又は死亡時としていたところ、国民に周知することなく、突然これを変更し、各じん肺管理区分に相当する病態を発症した時点とした。このような変更は、除斥期間の起算点に関する従来の被告の見解を信頼して訴えを提起した者を裏切るものであって、信義則としての禁反言の法理に反し、公平・公正の観点から許されない。

また、上記変更後の主張は、じん肺管理区分の最終の決定があった日から20年を経過したときは給付金の支給の請求ができないと法律で定められている建設アスベストの被害者との間で、合理的な理由のない差別取扱いをするものであり、信義則、公平・公正の観点に反し許されない。

(被告の主張)

否認ないし争う。除斥期間の起算点に関する信義則違反の主張は、それ自体失当である。

### (3) 原告らの損害額 (争点(3))

(原告らの主張)

前記前提事実(3)ウのとおり、亡Dはじん肺管理区分につき管理二の決定を受け、じん肺による合併症は発症していなかったから、前記前提事実(5)のとおり、被告に対し550万円の損害賠償債権を取得した。

前記前提事実(1)のとおり、原告らは亡Dの上記債権を相続した。原告らの被告に対する各請求額は、別表「請求額・合計」欄のとおりである。

(被告の主張)

否認ないし争う。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 原告らの損害賠償請求の除斥期間の起算点 (争点(1))

#### (1) 判断枠組み

身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一

5 定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となる。なぜなら、このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷であるし、また、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきであると考えられるからである。じん肺は、肺胞内に取り込まれた粉じんが、長期間にわたり線維増殖性変化を進行させ、じん肺結節等の病変を生じさせるものであって、粉じんへの暴露が終わった後、相当長期間経過後に発症することも少なくないのであるから、じん肺被害を理由とする損害賠償請求権については、その損害発生の時が除斥期間の起算点となる。(最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁参照。以下「平成16年判決」という。)

15 そうすると、じん肺にり患したことを理由とする損害賠償請求権について、損害発生の時であるじん肺を発症した時を証拠上認定することができる場合は、それがじん肺管理区分の決定より前であったとしても、当該区分に相当する病状に基づく損害が発生したといえるから、同時点が除斥期間の起算点となると解される。実際に損害の一部又は全部が発生したのであれば、それから20年が経過した時点で当該損害に係る賠償請求権が消滅すると解しても、被害者にとって著しく酷であるとはいえないし、加害者としても、自己の行為により損害を生じさせた被害者から、当該損害の発生時から20年を超える期間が経過した後に、当該損害に係る賠償請求を受けることまでを予期すべきであるとはいえない。

25 (2) 本件についてのあてはめ

前記前提事実(3)アのとおり、亡Dは、平成11年10月19日に受診した



じん肺健康診断の結果、エックス線写真の像における小陰影の分類区分が「1／0」、肺機能検査における判定が「F＋」と診断された。この診断結果は、前記前提事実(2)エのじん肺管理区分の管理二に相当する。その後、亡Dは、平成12年4月25日、上記エックス線写真及び上記じん肺健康診断の結果を証明する書面を自ら提出して、じん肺管理区分の決定の申請をした。前記前提事実(3)イのとおり、じん肺診査医は、亡Dのじん肺管理区分を管理二と診査しているから、亡Dは、じん肺管理区分の管理二に相当するじん肺にり患していたと認められるところ、この診査結果は、上記エックス線写真及び上記じん肺健康診断の結果を証明する書面に基づくものである。

そうすると、亡Dは、じん肺健康診断を受診し上記エックス線写真が撮影された平成11年10月19日時点において、じん肺管理区分の管理二に相当するじん肺を発症していたと認められ、原告らの損害賠償請求権に関する除斥期間の起算点は同日である。したがって、令和元年10月19日の経過により、上記請求権は消滅した。

### (3) 原告らの主張に対する判断

原告らは、雇用者の安全配慮義務違反によりじん肺にり患したことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効の起算点に関する判例（最高裁平成6年2月22日第三小法廷判決・民集48巻2号441頁参照。以下「平成6年判決」という。）が、上記起算点について、じん肺法所定の管理区分に関する最終の行政上の決定を受けた時点としており、その後の判例・裁判例においても、平成6年判決の考えが踏襲されているから、除斥期間の起算点は、じん肺管理区分に関する最終の行政上の決定を受けた時点であると主張する。

しかし、前記(1)のとおり、平成16年判決は、じん肺被害を理由とする損害賠償請求権の除斥期間の起算点について、その損害が発生した時と判断しており、じん肺管理区分の決定を受けた時とはしていない。また、平成6年判決は、「じん肺にり患した事実は、その旨の行政上の決定がなければ通常

認め難いから、本件においては、じん肺の所見がある旨の最初の行政上の決定を受けた時に少なくとも損害の一端が発生したものであることができる。」と判示している。この判示は、じん肺にり患した事実を認定することは、一般的には行政上の決定がなければ困難であることを理由として、当該事案に係る損害の発生時について、上記判断を示したものと理解されるのであり、

5 じん肺管理区分の決定より前の時点で当該区分に相当する病状に基づく損害が発生していたことを証拠上認定できる場合についてまで同じ判断をしているとはいえない。原告らの上記主張は、採用することができない。

原告らは、過去の裁判における判断内容等についてるる主張するが、上記

10 の結論を左右しない。

## 2 被告による除斥期間経過の主張は、信義則上制限されるか（争点(2)）

改正前民法724条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解される。そして、不法行為によって発生した損害賠償請求権が、除斥期間の経過により法律上消滅したと認められる場合、裁判所は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図し、被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の

15 存続期間を画一的に定めるという除斥期間の性質に鑑み、当該請求権が除斥期間の経過により消滅した旨の主張がなくても、除斥期間の経過により当該請求権が消滅したものと判断すべきであり、除斥期間の経過に係る信義則違反の主張は、主張自体失当である。（最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決・

20 民集43巻12号2209頁参照）

したがって、被告による除斥期間の経過の主張が信義則により制限されるとの原告らの主張は、主張自体失当である。

## 第4 結論

その余の争点について判断するまでもなく、原告らの請求は理由がない。よ

25 って、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第9民事部

裁判長裁判官 達 野 ゆ き

5

裁判官 古 賀 英 武

裁判官 黒 川 真 吾